

# 税務署からのお知らせ

寄附金を支払った場合は、所得税が軽減される場合があります！

国税庁ホームページ  
「確定申告書等作成コーナー」  
で作成すると・・・

(例) 給与1か所(年末調整済)の方の場合

平成23年の給与所得の源泉徴収票

氏名	給与支払者	所得割率	源泉徴収額	控除額	支払総額
田中太郎	株式会社ABC	10%	100,000	50,000	1,050,000

源泉徴収票の基本を表示する

給与	1,050,000	源泉徴収額	100,000	控除額	50,000	支払総額	1,050,000
----	-----------	-------	---------	-----	--------	------	-----------

① 源泉徴収票の内容を入力します。

② クリック

雑損控除と額  
 医療費控除  
 寄附金控除・政党等寄附金特別控除  
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除  
 住宅耐震工事特別控除・住宅特定設備・認定長期優良住宅新築等特別控除  
 電子証明書等特別控除



③ 領収書などから寄附金の内容を入力します。

1 / 1 項目

1 寄附年月日 平成 23 年 月 日

2 寄附した寄附金の金額 円

3 寄附金の名称 (任意で入力)

4 寄附金の所在地 (任意で入力) ※ 寄附金の所在地に代えて、電話番号(携帯電話から)を入力していただいても構いません。

5 寄附金の種類  日本赤十字社に贈る寄附(国が認定する寄附)ですか。  
 はい  
 いいえ

④ 住民税についても寄附金の内容を入力します。

平成23年分 所得税の確定申告書作成コーナー

住民税等入力

住民税・事業税に関する事項

住民税に関する事項について

住民税等入力

⑤ 画面に従って、住所・氏名などを入力してください。

これで出来上がり！

# ～寄附金・義援金を支払った方へ～

確定申告書等作成コーナーをご利用ください！

個人の方が義援金等を支出した場合には、翌年に確定申告を行うことで、所得税が還付される場合があります。

毎年、確定申告期には多くの納税者の方が税務署に来られ、大変混雑します。

「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、税務署に出向くことなく申告書を作成することができます。

ぜひご利用ください！

- ・確定申告には寄附金の領収書や受領書が必要になります。
- ・確定申告や寄附金控除に関する情報については国税庁ホームページをご覧ください。
- ・「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、申告書が作成できます。

確定申告

検索



金額等を入力してね



作成が  
終わったら

インターネットで送信！



国税電子申告・納税システム

e-Taxならこんなにいいこと

- ① 作成コーナーから電子申告
- ② 添付書類の提出省略
- ③ 還付金がスピーディー
- ④ 書面と比べて郵送料が不要

※e-Taxをご利用になる場合は、電子証明書を取得しICカードリーダーライターを購入するなど事前の手続きが必要です。

印刷して郵送等で提出！



書面提出

申告書等のデータを印刷して、添付書類と一緒に郵送等で提出！